

第2章

計画の基本的考え方

1. 基本理念

2. 基本目標



1. 基本理念

ひと ひと
女と男が輝くゆたかなまち おやべ

この計画は、市民一人ひとりが、男女ともに、その人生を豊に、輝きながら生きていける地域社会の形成をめざすものです。

急速に変化する経済・社会環境の中で、男女がともに人権を尊重しあい、それぞれの個性・能力を発揮できる新しい社会の実現が必要となっています。

しかしながら、実際には、「女性は家事」「男性は仕事」といった考えが根強く、家庭では、家事・育児・介護における女性への過重な負担がみられるのが現状です。また、女性にとって、働きながらの子育てや育児後の復職・就労が困難なことが、今日の少子社会の大きな要因の一つとなっています。

一方、政治や地域社会・職場等の場において、方針決定や企画段階での女性の参画は依然として少なく、その意見が十分に反映される態勢となっていません。

これからは、男女がともに、社会の対等な構成員として、等しく、その人権が尊重され、社会参加意欲に溢れた女性が、自らの責任と選択によって、生き生きと活躍でき、男性も、家庭や地域の中で、自分らしい生き方を楽しめる社会が求められています。

このことは、これまでの「男だから」「女だから」といった固定的な性別観念にとらわれて、男性あるいは女性に偏重していたそれぞれの負担を、互いに分かち合い、男女相互のバランスのとれた社会をめざすものでもあります。

本プランは、「男」及び「女」という画一的な枠で個々人を捉えるのではなく、一人ひとりの個性を尊重し、多様な生き方を認め合う生き生きとした社会を、男女が協力してつくっていかうとするものです。大切なことは、「男」「女」といった観念にとらわれず、誰もが、自らの意思と責任において、自由な選択が可能となり、また、社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の形成であり、そのための「意識の変革」と「社会のしくみづくり」が重要と考えるものです。

本市では、こうした考えに基づき、男性も女性も、自立した人間として、家庭・地域・職場などのあらゆる場で輝く、男女共同参画社会の実現をめざし、「女(ひと)と男(ひと)が輝くゆたかなまち おやべ」を合い言葉に、本プランを策定し、総合的かつ計画的な施策に取り組んでゆくものです。



2. 基本目標

I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり (男女平等意識の確立)

ともにみなおす

- ・すべての人が性別に関わらず個人として尊重されるという人権意識を高めるために、社会制度や慣習、教育環境等についてともにみなおしていきます。

II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 (男女がともにすすめるまちづくり)

ともにすすめる

- ・政策や方針決定の場への女性の参画、あらゆる分野における女性の参画力を高めることにより、まちづくりを男女がともにすすめていきます。

III 人権を擁護するしくみづくり (男女の心とからだの尊重)

ともにまもる

- ・人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等に生活できる社会を目指すために、男女の個人としての尊厳や男女平等に関する意識啓発に努め、人権をともにまもっていきます。

IV 男女の自立を促す環境づくり (社会活動等への男女共同参画の推進)

ともにつくる

- ・男女共同参画社会の実現のために、個人において、精神的な自立、家庭における生活面での自立、就労の場での経済的な自立、地域の場での社会的な自立をしていくための環境をともにつくっていきます。

V プランの推進

ともにひろげる

- ・プランを進めていくにあたり、行政、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場から責任を担い、協力しながら施策をともにひろげていきます。